

GIGAスクール構想における 一人一台の端末に関する ヒアリング意見等

全国特別支援学校長会

会長 市川 裕二

特別支援学校とは

- 障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。
 - 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）5種の障害種
 - 準ずる教育課程、知的障害の教育課程 自立活動を主とする教育課程の3つの教育課程
 - 学級編制の標準は、小学部・中学部において6人、高等部において8人、重複障害児童生徒の場合は3人

視覚障害特別支援学校

使用状況	<ul style="list-style-type: none">○学校によっては、配置の遅れている学校もある。○視覚障害者支援アプリやアクセシビリティのインストール等の準備を進めている。○視覚障害の障害特性に応じた活用<ul style="list-style-type: none">・カメラ機能を活用した取組（単眼鏡、拡大読書器の代用）・PDF版拡大教科書、UDブラウザ（フォントや配色の変更）の利用・デジタル教科書の閲覧（デジジー教科書）・パワーポイントを使った追視、注視教材の作成○視覚障害特別支援学校は児童生徒の減少により、集団学習の実施が困難となっている場合、近隣の視覚障害特別支援学校とオンラインで音楽や英語等の集団学習を実施。○デジタル教科書を端末に入れて学習している生徒等については、家庭や寄宿舎に端末を持ち帰り、家庭学習等にも活用
活用を促進するための必要な事項	<ul style="list-style-type: none">○校内高速ネットワークの整備○同一障害による全国的なICT活用事例などの情報共有の場の設定及び相談体制の構築○タブレット端末だけでなく、周辺機器（支援機器）の充実（例：拡大ソフト、点字ソフト、キーボード一体型のカバー等）スクリーンリーダーは高価で購入困難○従来の視覚障害教育を尊重しつつ、活用の幅を広げていく授業設計モデルプランなどの提示○全盲児童生徒への支援、重複障害の児童生徒への利活用の具体例など一人一人の障害や実態に応じた端末利活用の方法の開発○寄宿舎指導員や保護者との共通認識、寄宿舎における通信環境の整備

聴覚障害特別支援学校

使用状況	<ul style="list-style-type: none">○全ての児童生徒への配置が終わった学校、全ての児童生徒の数がまだそろっていない学校や2学期からネットワーク環境が整う学校などがある。○各教科等での活用<ul style="list-style-type: none">・写真や動画を学習の記録として撮り、振り返り等に活用・漢字の筆順や読みの確認、計算問題など、繰り返し学習に活用・プレゼンテーションソフトで学習のまとめを作成・共有・宿泊研修や修学旅行などに持参し、活動の記録や調べ学習に活用○聴覚障害の特性に応じた活用<ul style="list-style-type: none">UDトーク（音声文字変換アプリ：教師の音声による説明を文字変換して児童生徒が読む）をインストールし活用
活用を促進するための必要な事項	<ul style="list-style-type: none">○校内のW i - F i 環境の拡充（寄宿舍、体育館など）○リモート学習を行う場合には、手話と音声、字幕、また視覚教材データ等が見やすくなるような工夫が必要○字幕や手話がついている各教科等の学習動画の蓄積が必要○「音声→文字」の変換を正確にできる無料のアプリの充実

肢体不自由特別支援学校

使用状況	<ul style="list-style-type: none">○学校によっては配置が遅れるなど、進行状況の格差がある。また、大規模な学校は、ICT機器に精通した教員が在籍していることが多く活用が進むが、小規模の学校では困難な場合もある。○肢体不自由特別支援学校は、障害の状況等に大きな幅があり、活用状況が異なる。○準ずる教育課程・知的障害の教育課程・自立活動を主とした教育課程があり、各教育課程ごとに活用状況が異なる。<ul style="list-style-type: none">準ずる教育課程の場合は、小中学校の教科学習の活用に準じた活用が可能であるが、一斉授業よりも個別学習の機会が多い。知的障害の教育課程は、選択肢にタッチしてのコミュニケーション指導、動画を活用した音楽の授業の実施など。○視線入力装置等の高度の器具は、扱いに専門性が必要である。
活用を促進するための必要な事項	<ul style="list-style-type: none">○一部の詳しい教員がGIGA端末を使った授業を行うのではなく、初心者から上級者まで活用できる内容の共有が必要○Wi-Fiなど、通信環境の整備が不可欠○障害の重い生徒の場合は、動画の活用が有効となるが、教科書に対応した動画教材ソフトの配信や動画教材作成にも長けたICT支援員の配置○特別支援学校での実践情報共有（具体例と教材ソフト共有等）の促進が必要○人工呼吸器など電波による誤動作の可能性がある医療機器について、ICTの活用が、どのような影響を与えるか、与えないかの検証が必要

知的障害特別支援学校

使用状況	<ul style="list-style-type: none">○一人一台の端末は、配置を進めている段階。2学期には、配置されるところが多い。一方、まだ整備が進んでいない学校もある。○児童生徒の障害の状況は、操作が可能な児童生徒から操作に支援が必要な児童生徒まで多様である。障害の特性の踏まえた活用を検討・模索中の学校が多い。○活用を図り始めた学校では以下のような取組がある。<ul style="list-style-type: none">・文章の作成支援・インターネットを活用した調べ学習・端末を操作して朝の会・帰りの会の進行を児童生徒が実施・その日の学習活動等を端末で撮影した写真を見て振り返る・学校間交流の相手校と、Z o o mを利用した間接交流
活用を促進するための必要な事項	<ul style="list-style-type: none">○知的障害のある児童生徒が活用できる教科用図書の実、デジタル化、デジタル教材の実○知的障害のある児童生徒が活用できるアプリ（児童の障害の状況に応じて教員が修正できるような）が必要。（一斉指導での端末活用より、個別の課題学習等での活用が中心）○知的障害特別支援学校における活用事例の収集と情報提供○P Cの管理、整備については、教員の業務となり大きな負担。ICT支援員のような人的支援が必要○学校、家庭双方の通信環境の整備○児童生徒への情報モラルについては指導するだけでは不十分、セキュリティ対策をとる必要

病弱・身体虚弱特別支援学校

使用状況	<ul style="list-style-type: none">○病弱・身体虚弱特別支援学校の場合、病院隣接の学校、院内学級、ベットサイドでの使用、全寮制の特別支援学校と形態に幅があり、学校の特性に応じた活用となる。端末の配置状況も学校ごとに差がある。○各授業等での活用<ul style="list-style-type: none">・ TeamsやGoogle Workspaceの活用・ 教材提示、板書の代替など、授業の効率化・ アプリケーションによるドリル学習（国語）、画面タッチ操作による遊び（音楽）、動作・運動の確認（体育）、調べ学習（社会、進路指導など）○ベットサイドでの活用<ul style="list-style-type: none">・ ベットサイドへの配信授業・遠隔授業・ タブレット端末による指導○自宅療養<ul style="list-style-type: none">・ 自宅療養、新型コロナウイルス感染症対策のため登校を控える場合の授業の配信
活用を促進するための必要な事項	<ul style="list-style-type: none">○自宅への遠隔授業・授業配信の場合は、家庭のネットワークの充実が不可欠・zoom等の有料ソフト使用のための予算措置が必要○病棟内は電子機器や通信機器の制限があり、地域の端末を持ち込むことができないことが多いなど、病院内でのネットワークの活用方法の課題がある。○原籍校に戻る児童の不安軽減のために、原籍校で活用している端末や活用方法（学習クラウドやアプリ）との調整が必要○安全な利用に向けたルール作り（家庭への貸し出しルール、情報モラル・紛失・個人情報漏洩）○ICT支援員など危機管理やアプリのインストールのための人的配置が必要○全国的の使用できるデジタル教材等のライブラリの設置

私立特別支援学校

使用状況	私立特別支援学校では児童生徒一人一台の端末機配置には至っていない。国からの補助が1/2(就学奨励費支弁区分1の対象家庭に付き)のため、各校の負担が大きい。 セキュリティに係る費用の保障をどうするかが課題
活用を促進するための必要な事項	次期端末機の入替えに係る費用の継続補助の保障を是非ともしていただきたい。

共通の意見等

- 校内ネットワークの充実が不可欠
- 障害の重い児童生徒に対する活用方法や自立活動に関する活用方法の研究・開発が必要
- 各障害種別の活用に関する研究・開発、優秀事例集の収集と周知が必要
- 児童生徒の情報モラルに関する指導の充実、教職員のICTに関する知識・技能の向上
- 特別支援学校の場合は、一人一人の児童生徒の状況に応じたICTの活用が不可欠であるが、教育委員会が契約した授業支援クラウドによる活用、端末に同一のアプリ等をインストールしての活用など、全ての学校（都道府県立学校を含む）が同様の仕様で活用することはなじまないため、個々の学校ごとに学習システムが使えるような支援が必要。（学校設置者とシステム提供企業との契約についての調整が必要）
- 特別支援学校の場合は、一斉指導の活用より、個別の活用が重要である。児童生徒の障害種別、特性、状態、生活環境等を十分に把握した上での構想の実現が望まれる。一人一人の児童生徒ごとに、教員が適切なアプリ等のインストールできるなどの柔軟な対応が必要。この場合、アプリ購入の予算措置、支援員の配置などの体制整備が必要。
- 学校外での破損について、保護者負担となることが心配。このため持ち帰りを望まない保護者もいる。下校後、スクールバスの利用、放課後デイサービスの利用も多く、家庭以外での破損の場合の取り扱いが心配である。さらに、修学旅行や校外学習で持ち出した場合の破損の対応など保護者負担にならないような工夫が必要。
- 家庭での活用を推進するためには、家庭のネットワーク環境等の充実が不可欠。そうした費用を就学奨励費の対象とすることも検討が必要。